

働くパパママ育業応援奨励金



~男性の育業や育児中の女性の就業継続を後押しします~



合計15日以上の 25万円~330万円

加算となる 最大420万円

🀱 奨励金額がアップしました 🧒

💠 もっとパパコース

2人がそれぞれ合計30日以上の育業 80万円

育業人数により 最大170万円

^{合計1年以上の} 125万円

加算となる 最大175万円

🐱 奨励金額がアップしました 🌄

🦢 パパと協力! ママコース

合計6か月以上1年未満の育業

100万円

対象事業者

都内勤務の常時雇用する従業員を2人以上かつ6か月以上継続して雇用し、 都内で事業を営んでいる企業等 ※企業規模はコースごとに異なります。裏面をご確認ください

事業実施期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

申請期間

対象となる育業から原職に復帰し、3か月経過する翌日から2か月以内

※もっとパパコースでは、申請に係る複数の育業のうち最も復帰日が遅い育業が"対象となる育業"となります ※HPに掲載の「申請受付期限日一覧」を必ずご確認ください

過去に本奨励金を受給していない企業等が申請できます!

※申請コースが異なる場合は原則申請可能(ただし、令和7年度働くパパコースNEXTともっとパパコースの両方を申請することはできません)



コース名

働くパパコースNEXT

奨励対象 となる取組

奨励金額

- ○合計15日以上の育業
- ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1 について、いずれかを実施したこと

25万円~330万円

合計15日:25万円 合計30日:55万円 (以降15日ごとに27.5万円加算)

加算となる取組により

最大420万円

加算

- ①管理職の育業と社内周知
- ②育業メンター制度の整備とパパ向け育業 マニュアルの作成
- ③同僚への応援評価制度・表彰制度の整備 と育業応援プランシートの作成
- ④同僚への応援手当支給と育業応援プラン シートの作成

コース名

となる取組

もっとパパコース

奨励対象 となる取組

- ○複数の男性従業員がそれぞれ合計30日以上
- ○育児・介護休業法に基づく職場環境整備※1 について、令和7年4月1日以降に複数実施 したこと

奨励金額

2人がそれぞれ合計30日以上の育業 80万円

育業人数により 最大170万円

- ※1「育児・介護休業法に基づく職場環境整備」

- 働くママコースNEXT (従業員数300人以下)
- ○合計1年以上の育業
- ○面談、情報提供の実施
- ○育児・介護休業法に定める制度を上回る 取組※2について、令和7年4月1日以降、 就業規則に整備したこと

125万円

加算となる取組により

最大175万円



- ①同僚への応援評価制度・表彰制度の整備 と育業応援プランシートの作成
- ②同僚への応援手当支給と育業応援プラン シートの作成
 - パパと協力!ママコース
- ○合計6か月以上1年未満の育業
- ○パパが合計30日以上の育業(予定でも可)
- ○育業促進等に関する取組計画の作成

100万円

- ※2「育児・介護休業法に定める制度を上回る取組」
- エヨの Mell エ 子の看護等休暇の取得日数上乗せ オ 時間単位の子の看護等休暇(中抜けあり)の導入 カ 育児による短時間勤務制度の利用年数の延長

詳細は募集要項をご確認ください

〈お問い合わせ先〉

令和7年4月作成



【 公益財団法人東京しごと財団

企業支援部 雇用環境整備課 育児支援担当係 TEL 03-5211-2399

東京都千代田区飯田橋3丁目8番5号 住友不動産飯田橋駅前ビル11階 T102-0072

募集要項・申請様式はホームページからダウンロードしてください

財団 パパママ

検索

https://www.koyokankyo.shigotozaidan.or.jp/jigyo/papamama/papamama_shoreikin.html











※本事業に取り組んでいる中小企業は、東京都中小企業制度融資「女性活躍推進融資(TOKYOウィメン・ビズ・サポート)」の対象となり、信用保証料2/3補助や利率優遇を受けることができます。